

「みんなの森・里山整備事業」 / 「みんなの森・里山整備事業」(国民文化祭等関連事業)概要

|         |  |
|---------|--|
| 目 的     | 身近な里山などで、住民参加による緑化推進を啓発することは、緑の環境を増やし整備する意義や理解を深める効果が大いに期待できる。このため、市町村、学校、地域住民で組織する団体等（以下「団体」という）が、自ら作成する緑化計画に基づき、公共的用地での緑地造成を支援する「みんなの森・里山整備事業」を実施する。   |
| 施主体     | 市町村、自治会、団対、学校  |
| 事業地     | 公共的用地：集会所、公的施設の敷地や法面等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者や管理者の承諾を得た土地をいう。学校林なども対象とする。<br>団地：緑地を造成する区域をいう。ただし、運動場等の周囲に帯状に植栽する場合は、面積ではなく延長とする。<br>延長：帯状に植栽する場合の長さをいう。道路に植栽される街路樹は除く。  |
| 事業費     | タイプⅠ及びⅡは、苗木・肥料等の資材及び標柱の経費とする。部分的な植栽及び補植は認めない。<br>タイプⅢは、上記に加え、植栽と一体的に行う木材利用（木製ベンチ、鳥井型支柱、土留柵工など）の経費とする。但し、木材利用経費は、交付対象総経費の1/2未満。木製品の材料は、県産材又は国産材とし、外材は対象外です。   |
| 交付金額    | タイプⅠ：20万円以内<br>タイプⅡ：30万円以内<br>タイプⅢ：30万円以内（国民文化祭等関連事業）  |
| 要望照会    | 4月中旬に市町村等へ照会   |
| 受付期間    | 5月1日から6月30日まで（予算の範囲内で2次募集の可能性あり）   |
| 申請方法    | 申請書に必要な書類を添付し、市町村経由または直接当協会へ応募   |
| 事業採択    | 運営協議会での審議を経て採択を決定。 10箇所程度  |
| 植栽基準    | タイプⅠ：1団地の面積が概ね200㎡以上、もしくは延長が概ね100m以上<br>タイプⅡ：1団地の面積が概ね500㎡以上、もしくは延長が概ね250m以上<br>タイプⅢ：1団地の面積が概ね100㎡以上、もしくは延長が概ね50m以上<br>事業実施後、苗木が枯損したときは、必要な補植を行い、植栽後の必要な手入れ等の管理も、責任を持って行って下さい。   |
| 事業実施の流れ | 決定通知：7月の運営協議会の審議を得て交付決定（市町村経由）<br>事業実施：原則、交付決定後に実施。但し事前着手届の提出も可。<br>事業期間：交付決定後～3月まで（事業実施報告書は3月末必着）<br>助成金交付：当協会の検査後に交付   |
| 注意事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>みんなの森・里山整備事業（国民文化祭等関連事業）は木材利用が必須です。</li> <li>過去に実施した団体は申請できません。但し過去に実施他団体でも、みんなの森・里山整備事業（国民文化祭等関連事業）に応募できます。</li> <li>事業計画は具体的に、積算してください。<br/>（〇〇の苗木：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>事業計画に大幅な変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、必要に応じて事業変更承認申請書を提出してください。</li> <li>交付金の支払については、事業実施報告の提出後、当協会の検査に合格した後には支払しますので、それまでは各団体で立て替えてください。</li> <li>当協会は交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。領収書や請求明細は必ず保管して下さい。</li> <li>事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書に写真（購入資材の確認、作業前、作業中、作業完了写真）及び領収書・請求明細等の写しを添えて3月末までに提出してください。</li> </ul> |

「花いっぱい推進事業」／「花いっぱい推進事業」(国民文化祭等関連事業)の概要

|         |  |               |              |           |           |           |
|---------|--|---------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 目的      | 花とみどりのまちづくりは、広くその地域で実施されることが望ましいことから、住民参加の運動を啓発し、公共的用地において地域住民の手による活動を支援する「花いっぱい推進事業」を実施する。  |               |              |           |           |           |
| 施主体     | 市町村、自治会、老人会、青年団体、学校(みどりの少年団結成校は除く)等  |               |              |           |           |           |
| 事業地     | <p>公共的用地：駅前広場、公園、集会所等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。学校の校内や周辺用地も対象とする。</p> <p>団地：花壇を造成する区域をいう。部分植栽及び補植は認めない。</p> <p>延長：街路等に帯状に植栽する場合の延長で、道路の両端に植栽する場合は総延長とする。但し、道路管理者が実施すべき植栽等は除外する。</p> <p>注意：学校での花づくりについては、みどりの少年団活動助成交付金で実施していますので、この事業の対象になりません。</p>   |               |              |           |           |           |
| 事業費     | 苗、球根(花木、種、観葉植物、野菜等を除く)、肥料、プランター等の資材及び標柱の経費。また国民文化祭等関連事業は、花苗の植栽と一体的に取り組むプランターカバー、木製ベンチ、花壇の柵等の木材利用を含む。但し、木材利用の経費は、交付対象総経費の1/2未満。県産材又は国産材のみで外材は対象外です。   |               |              |           |           |           |
| 交金額     | 通常   | 1年目<br>5万円以内  | 2年目<br>2万円以内 | 3年目<br>同左 | 4年目<br>同左 | 5年目<br>同左 |
|         | 国民文化祭等関連   | 1年目<br>10万円以内 | 2年目<br>5万円以内 | 3年目<br>同左 | 4年目<br>同左 | 5年目<br>同左 |
| 要望照会    | 4月中旬に市町村等へ照会   |               |              |           |           |           |
| 受付期間    | 5月1日から6月30日まで(予算の範囲内で2次募集の可能性あり)   |               |              |           |           |           |
| 申請方法    | 申請書に必要な書類を添付し、市町村経由または直接当協会へ応募   |               |              |           |           |           |
| 事業採択    | 運営協議会での審議を経て採択を決定。新規は10箇所程度  |               |              |           |           |           |
| 事業実施の流れ | <p>決定通知：7月の運営協議会の審議を経て交付決定(市町村経由)</p> <p>事業実施：原則、交付決定後に実施。但し事前着手届の提出も可(市町村経由)</p> <p>事業期間：交付決定後～3月まで(事業実施報告書は3月末必着)</p> <p>助成金交付：当協会の検査後に交付</p>  |               |              |           |           |           |
| 注意事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>花いっぱい推進事業(国民文化祭等関連事業)は、木材利用が必須です。</li> <li>過去に実施した団体は申請できません。但し過去に実施他団体でも、花いっぱい推進事業(国民文化祭等関連事業)に応募できます。</li> <li>事業計画は具体的に積算してください。<br/>(〇〇の苗：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円等)。</li> <li>事業計画に大幅な変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、必要に応じて事業変更承認申請書を提出してください。</li> <li>交付金の支払については、事業実施報告の提出後、当協会の検査に合格した後に支払しますので、各団体で立て替えてください。</li> <li>当協会は交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。領収書や請求明細は必ず保管して下さい。</li> <li>事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書に写真(購入資材の確認、作業前、作業中、作業完了写真)及び領収書・請求明細等の写しを添えて3月末までに提出してください。</li> </ul> |               |              |           |           |           |

## 「緑化啓発イベント事業」の概要

|         |  |
|---------|--|
| 目 的     | 森林・緑地・水等についての重要性を広く県民に啓発し、その自発的な取り組みを推進するため、市町村、学校、各種団体及び実行委員会等（以下市町村等という）が開催する森林・緑環境の造成及び保全に係る緑化啓発イベントを支援する。  |
| 実施主体    | 市町村、学校、公益法人、自治会、老人会、森林関係団体連合会等   |
| 事 業 費   | 森林・緑地の造成・保全に係る啓発・推進を目的とした各種イベント開催に要する経費。複合的イベントについては、緑化啓発に関する経費のみ。<br>交付対象内経費：賃金、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費<br>交付対象外経費：職員の給料、手当、福利厚生費、旅費、食事代等   |
| 交付金額    | 開催に要する経費（交付対象内経費）の1/2以内で、50万円を限度   |
| 要望照会    | 4月中旬に市町村等へ照会   |
| 受付期間    | 5月1日から6月30日まで（予算の範囲内で2次募集あり）   |
| 申請方法    | 市町村経由もしくは関係団体または当協会へ直接応募   |
| 事業採択    | 運営協議会での審議を経て採択を決定。 10箇所程度  |
| 事業実施の流れ | 決定通知：7月の運営協議会の審議を経て交付決定（市町村経由）<br>事業実施：原則、交付決定後に実施。但し事前着手届の提出も可（市町村経由）<br>事業期間：交付決定後～3月まで（事業実施報告書は3月末必着）<br>助成金交付：当協会の検査後に交付   |
| 注意事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は具体的に積算してください。（〇〇の苗：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>・事業計画に大幅な変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、必要に応じて事業変更承認申請書を提出してください。</li> <li>・交付金の支払については、事業実績報告の提出後、当協会の検査に合格した後に支払しますので、それまでは各団体で立て替えてください。</li> <li>・当協会は交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。領収書や請求明細は必ず保管して下さい。</li> <li>・経費が助成対象経費に該当するかどうか、事前に充分確認をお願いします。</li> <li>・事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実績報告書に写真（購入資材の確認、作業前、作業中、作業完了写真）及び領収書・請求明細等の写しを添えて3月末までに提出してください。</li> </ul> |